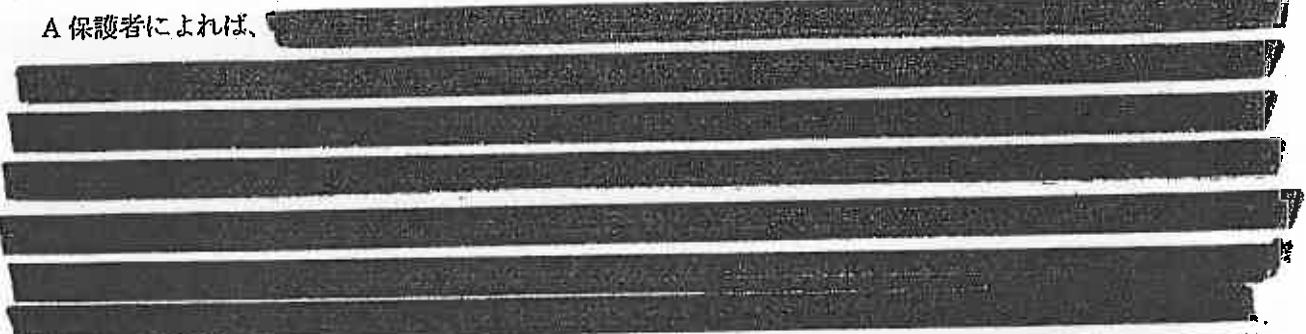


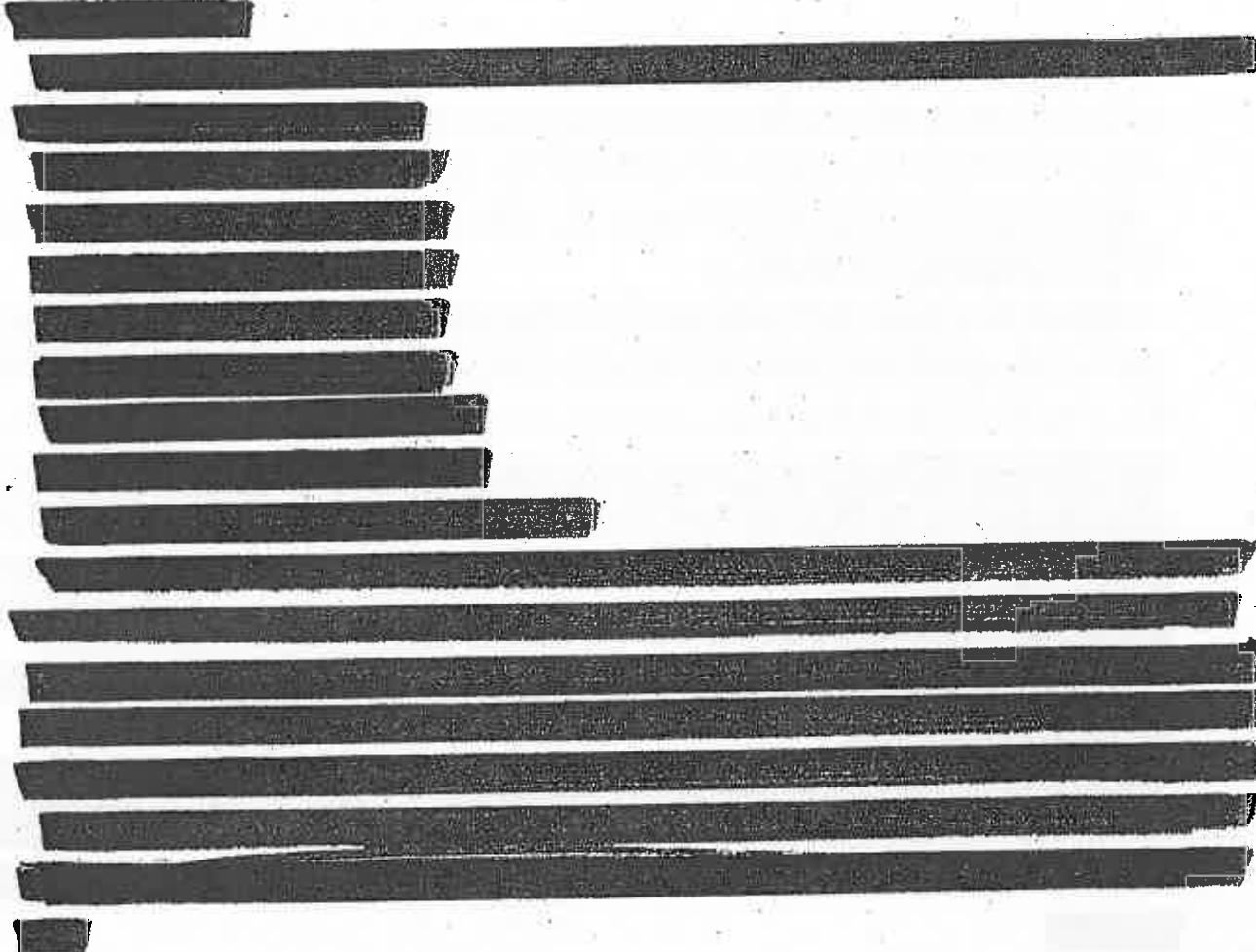
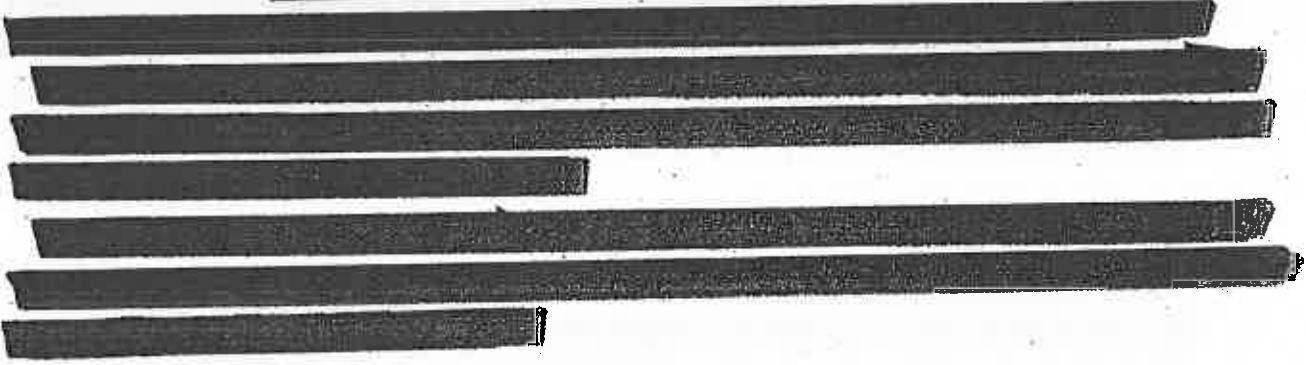
イ クラスの状況

A保険者によれば、

A 保護者によれば、



A 保護者によれば、





A 保護者によれば、

A 保護者によると

A保護者によると、

A 及び A 保護者から、

△保護者に上記出立。

The image consists of a series of horizontal black bars of varying widths, arranged in a grid-like pattern. The bars are thick and dark, set against a lighter background. They are positioned in such a way that they overlap slightly, creating a sense of depth and texture. The lengths of the bars vary, with many being relatively short and others being much longer, particularly towards the top and bottom edges of the frame. This creates a rhythmic, almost musical feel to the composition.

## ク 学校の対応及び認識

重大事態認定後の対応については、基本的には、市教委主導で、かつ、すべて市教委との協議の上で行ってきた。

きた。

A 保護者によれば、

A thick black horizontal bar, likely a redacted section of a document.

A 保護者における、

#### ヶ 市教委の対応及び認識

市教委としての対応は、前述とおりであり、A保護者の同意を得ながら、今後の対応といじめに関する調査をB中学校と協議しながら行ってきた。ただし、この当時の市教委の対応及び認識に関しては幾重にも深刻な問題が見られる。詳しくは後述する。

市教委としては、B中学校が主体となっているとの認識であった。

[REDACTED]  
A 保護者によれば、[REDACTED]

[REDACTED] 調査会に本件の調査を付託することと決め、[REDACTED]

[REDACTED] 調査会を臨時開催することとした。[REDACTED]

この

前後の日程で調査会委員の定足数を集める日程調整ができなかつたことから、正式な調査会の会議としてではなく、「報告会」という形で開催されることになったものである。

なお、こうした市教委の説明は大変疑わしいものである。[REDACTED]

[REDACTED] これ以前に B 中学校でなく市教委が調査する必要があるという認識があり、さらには条例上、市教委から調査会に調査を付託しなければならなかつたという認識があつたものの、調査会の委員に調査を委ねる準備ができていなかつたため、調査会の委員の意見を聞きながら調査実務は市教委で担おうとしたと考えなければ、説明がつかないように思われる。正式な調査会でなく定数に満

たない「報告会」という形で調査会の委員を集めたことも、調査会の委員から意見を聞いて市教委が調査の実務を担うという対応のためだと考えなければ理解できない。この当時、市教委担当者らには、自分たちが法令に則った対応ができていないこと、そのため本件への対応が遅れていて A の不登校が長期化しつつあることについてある程度の認識があり、しかしながら自分たちの問題を直視できずに調査会の委員の意見を聞いて市教委職員が調査を行うという場当たり的な対応で乗り切ろうとしたと考えなければ、この当時の市教委の対応について理解することは困難である。そして、この理解通りだとすれば、法令に関する無理解というより、問題を認識しながらも対応を怠った不作為こそが問題だと言える。

第二に、調査会の位置づけについて、代理人弁護士らは「(いじめ防止対策推進法) 28 条の調査会と常設の調査会は異なる」という話をしており、市教委担当者はこの話を否定していないことから、この話について代理人弁護士らと同様の認識をもっていたと考えられる。しかしながら、流山市において調査会はいじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に規定される常設の教育委員会附属機関であると同時に、重大事態が生じた際には同法 28 条に基づいて調査を行う組織であるものとして位置づけられていることは、上述の流山市いじめ対策推進条例第 17 条第 3 項から明白である。このような規定は特異なものではなく、文部科学省のいじめ防止対策基本方針においても重大事態が起きてから附属機関をつくるのではなく平時から附属機関を設けておくことが望ましいとして推奨されているものである。代理人弁護士らは流山市のこうした規定について理解がなかったものと解されるが、市教委担当者らは特に訂正をしていないことから、市教委担当者らにおいても流山市の附属機関の制度上の位置づけが理解されていなかつたことがうかがわれる。

なお、同議事録で指導主事Sは、調査会が2回にわたる「報告会」としてしか開催できなかつたことについて、「スケジュールの調整が難しく、それぞれ2人ずつに来てもらうということになつてゐる」「土日でもやらないといけないという認識ではある。やはり委員のスケジュールがあつて、日程調整をしてきたが…。」と説明しているが、この時点では調査会委員に対して土曜日や日曜日を含めた日程調整がなされたことはなく、当時「土日でもやらないといけない」という認識が市教委にあつたとは考えられない。

その後、7月12日及び14日にそれぞれ一部の調査会委員に対して「報告会」が実施され、本件の状況が説明され、調査会委員はそれぞれ市教委に対して助言を行ったが、この時点で調査会に対して調査を付託するという話は出されていない。その後の市教委の説明では6月30日の時点で調査会に調査を付託することが決められたとのことであるが、当時の市教委担当者らには流山市いじめ対策推進条例による規定について正確な認識があったとは考えにくく、6月30日の時点で調査会に調査を付託するということが明確な形で決定されたとは考えにくい。

8月2日、調査会の会議が開催され、市教委から調査会に対して正式に本件調査の依頼がなされた。調査会ではこれを受け、調査会委員のうちAと直接関わりがあった委員1名を外す必要があること、残る4名では調査の実施が困難であること及び調査補助者を加える必要があるという認識を共有し、市教委に対して調査補助者を加えることを求め、早急に調査委員会を発足させて調査を開始すべきであることを確認した。そして、8月27日に調査委員会として最初の会議を開催し、調査会による本件調査が始まっている。

以上の経緯を見れば、市教委担当者らには自分たちが起案したであろう流山市いじめ対策推進条例による規定が全くといってよいほど理解されておらず、重大事態が発生した際に法令に従って調査を行える状況になかったことが明白である。しかも、誰一人としてこうした状況を自覚しておらず、重大事態が現に起こっているにもかかわらずこうした事態は放置され続けた。

## 7. いじめアンケートの状況

### 7.1 アンケートの概要

本件に関して、B中学校においては以下のようにいじめについてのアンケートが実施された。

## 7.2 Aに関連する記述

アンケート調査の回答用紙を確認したところ、以下の点が明らかとなった。

## 8. 行為に関する確認と評価

This image shows a page with numerous horizontal black bars of varying lengths, covering most of the page's content. These bars are used to redact sensitive information, such as names or addresses, from the document.

個々

の案件について当事者たちへの確認がとれていないが、仮にこうした同様の事態があつたのであればこれらもいじめ防止対策推進法が定める「いじめ」に該当する可能性がある。

This image shows a page with numerous horizontal black bars of varying lengths, covering most of the page. These bars represent redacted text, typically used in legal or official documents to obscure sensitive information. The bars are irregular in length and position, creating a pattern of white space and black redaction.

(参考) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条第1項)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

9.

A 及び A 保護者によれば、

A 及び A 保護者によれば、

A保護者によれば、

10. Aによれば、

Aによれば、

これに加え、Aによれば、

## 11. 学校及び市教委の対応に対する評価

### 11.1. 組織として対応できていないこと

#### ア 概況

調査委員会では、中間報告書において、本件に関して、

ものと評価できると記した。

その上、これまで確認してきたように、B 中学校及び市教委の対応はいじめ防止対策推進法や流山市いじめ防止対策推進条例に反するものであり、重大事態への対応として幾重にも問題が見られるものであり、各担当者にどこまでの自覚があったかは不明であるが、各担当者の努力は場当たり的な努力にのみ終始し、組織全体としては問題解決に向けた必要な努力を怠っていたとしか言えない。

以下、概要を述べる。

第一に、市教委においては、法令に基づいたいじめ防止体制がほとんど機能していなかった。平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法が施行されたものの、

また、平成 27 年に流山市いじめ防止対策推進条例や流山市いじめ防止基本方針が定められ、調査会が設置された後も、前記 5.8 のとおり、市教委は、学校のいじめ問題に対する組織的な対応状況を把握しておらず、したがって、適切な指導もなされていたともいえない状況であった。

第二に、B 中学校においても、法令に基づいたいじめ防止体制が機能していなかった。

B 中学校には 5.2 記載のとおり、いじめ防止対策委員会はあるが、その会議の内容は、いじめ問題に特化したものではなく、かつ、議事録もとつておらず、個別の案件に対する対応は、担任、生徒指導主任、教頭及び校長等で適宜協議して行っていたというのである。このような体制では、方針の定め方は、実際に対応する担任や教頭が自ら対応方法を考え、校長等はその報告を受けて承認をするという形とならざるを得ない。そこに組織としての判断というものは介入し得ず、仮に組織としての判断があったとしても議事録がとられなければ、個々の教師はその判断内容をしっかりと理解することはできない。

#### イ 「事実確認」と「対応」の区別の必要性

いじめ問題については、いじめの有無等に関する事実確認（以下、「事実確認」という。なお、ここにいう「事実確認」には、法 28 条 1 項で定める「調査」も含む。）と対象生徒の心身の安全を確保するための対応（以下、「対応」という。）を同時進行で行わなければならないところ、これら 2 つの対応を同じ教師が担当するというのは、多分に困難が伴う。単に一人の教師への負担が多くなりすぎるという問題もあるが、「事実確認」については、本来的には、対象生徒やその保護者（以下、まとめて「対象生徒ら」という。）の意向とは関係なく、努めて客観的に行われるべき性質のものであるが、「対応」については、対象生徒らの意向を最大限尊重して行われるべき性質のものであり、それぞれ性質が全く違うものであるということが一番の問題である。

すなわち、「事実確認」については、仮に対象生徒らが、いじめがあると訴えたとしても、学校や市教委として聞き取り等をした結果、それがないと判断したのであれば、いじめはなかったと回答するしかないである。また、仮に学校等が、いじめがあると判断したとしても、その内容、頻度、態様又は強度等において、学校等が認定した事実と対象生徒らが訴えた内容とが完全に一致するということはありえないと言ってよい。もちろん、聞き取りの対象となる生徒の選定や、聞き取るべき事項の決定等、「事実確認」の内容や方法については、対象生徒らの意向は最大限尊重すべきである。それでも、上記のとおり「事実確認」の結果得られる内

容は、多かれ少なかれ対象生徒らの認識と異なるものとなるのであるから、「事実確認」についての報告を受けた対象生徒らは、その報告内容に何らかの不満を持つことになる。これは、いじめの「事実確認」が「事実認定」としての性質を有することから、避けられない事態である。

このように、「事実確認」を行う際には、必然的に対象生徒らが不満を持つことになるのであるが、先述したとおり、いじめの問題においては、「事実確認」と同時進行で、かつ、「事実確認」で判明した事実関係を前提として、対象生徒らの意向を最大限尊重しながら、対象生徒の心身の安全を確保するための「対応」を行わなければならないのである。

もちろん、「事実確認」と「対応」には論理的な先後関係があるわけではない。例えば、「事実確認」でいじめがないと判断したとしても、対象生徒が学校生活での生きづらさを感じていることに変わりはないのであるから、「対応」において、対象生徒の気持ちにより添った対処が必要となる。しかしながら、それを対象生徒らが、その峻別を十分に理解することは難しく、また、理屈で分かっていたとしても、感情的な面においても理解するということはさらに困難である。そして、「事実確認」における認識のずれが大きければ大きいほど、対象生徒らの不信感、不満感は増すことになり、「対応」をすること自体が困難となってしまう。

ここに、いじめ問題の対応における「役割分担」の重要性がある。すなわち、「事実確認」と「対応」を同じ人物が中心となって行なうことは、対象生徒らにとっては、ともすれば「事実確認」において自分たちの気持ちを理解してくれない人が、これから「対応」を考えるということになってしまうのである。こうなってしまうと、学校が、対象生徒らの理解を得ながら進めることには困難が伴う。

そのため、いじめ問題にあたっては、「対応」を担当する人物又は組織において、「事実確認」は別の人物又は組織が担当すること、また、必ずしも対象生徒らの主張通りにならないことを理解してもらうことが重要である。当然のことながら、「事実確認」と「対応」の担当者を別にすれば、必ず対象生徒らの理解を得られるというものではないが、理解を得やすくなり、「事実確認」の公正性が担保されることから、対象となる他の生徒やその保護者の理解も得られやすくなることは間違いない（他の生徒やその保護者の理解が得られない場合、対象生徒らが孤立する可能性があることから、できる限り他の生徒らの理解を得ることが望ましい。）。

#### ウ 学校における「事実確認」と「対応」のあり方についての評価

本件について、改めて検討するに、B中学校においても、市教委においても、調査会に調査を依頼するまでの期間、「事実確認」と「対応」の担当者が峻別されていた形跡はない。B中学校においては、担任や教頭が、市教委においては指導主事が「事実確認」と「対応」の全てを担当していたと評価せざるを得ない。

先述したとおり、「事実確認」の事実調査の点で認識のずれが大きい場合には、事柄の性質上、「対応」をすることは困難が伴うものなのである。

本件においては、関連する事実が広範かつ多岐にわたっており、「事実確認」が容易に行える状況ではなかった。

このような事態に陥ってしまうことの一因は、「事実確認」と「対応」を同じ者が担当していたことにある。「対応」を行っている者が不十分な「事実確認」を行ってしまうことが繰り返され、A や A 保護者から見れば不十分な認識にもとづく「対応」が提案されることになり、このために「事実確認」が受け入れられないばかりでなく「対応」についても受け入れられにくくなってしまったと言える。

このことは、調査会に調査が委ねられて以降も改善されなかつた。本来、調査会による調査が始まって以降、B 中学校は「対応」のみに専念できる状況になつたのであるから、A が困っている状況に寄り添い、必要な対応を進める必要があった。しかし、B 中学校や市教委の担当者は日々に、調査会の最終報告書が出されなければ正式な「対応」ができるいかのような説明を A 保護者に対して繰り返し行っており、調査委員会としてもこうした事態を何度も現認している。「事実確認」が不十分な段階であつても、A が何にどのように困っているのかについて一定の理解はできていたはずであり、「対応」を行うにあたつて最終報告書の提出を待たなければならぬ理由はなかつたはずである。

## エ 市教委の対応についての評価

市教委の対応についてはさらに問題である。

「今回の事案では、調査の主体は市教委である。どのような組織で調査に当たるのか、をはっきりとさせる。」「役割分担がしっかりとできていない。この組織は～、この組織は～、をいうように振り分けを。」「対応」と「事実確認」は別組織で。といった意見を受けていたのである。しかしながら、前記聴取結果に記載したとおり、調査主体については B 中学校であるとの方針は変えず（方針を変えるべきかどうかの検討を行った形跡も見当たらない）、役割分担、特に「対応」と「事実確認」についても峻別しようとしておらず、それまでどおり市教委の指導主事 j が「対応」も「事実確認」も担当しているのである。これでは、何のために重大事態の発生報告において「いじめ対策調査会を臨時開催し、第三者の意見を聞く。」としたのか、そして、実際にいじめ対策調査会を臨時開催して意見を聞いたのか、わからなくなってしまう。

そして、実際に指導主事 j が全てを担当していたことから生じていた困難さについて、「皆そうしてキャリアを積んでいる。」として特に問題視していない姿勢なのである（前記 6.7. ケ参照）。

このような市教委の対応からは、本件について、組織的に対応するようにと B 中学校を指導するどころか、市教委自身の対応ですら組織的に対応しようとしないと評価せざるを得ない。

## オ 小括

流山市いじめ防止基本方針においては、学校内にいじめ防止対策委員会を組織し、いじめを覚知したときには、「直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として組織的に対応します。」とされている。当然のことながら、同基本方針においては、現実のいじめ問題に対して組織的に対応できる組織を作ることが要求

されている。しかし、上記イのとおり、B中学校内にいじめ防止対策委員会は存在するものの、現実のいじめ問題に対応するための組織とはいえない状況であった。

そして、実際の対応を見ても、B中学校も、市教委も「事実確認」と「対応」との峻別等、組織的な対応ができていたとはいはず、それがAやA保護者の不信感を増大させることにつながり（あるいは、B中学校のA保護者に対する不信感をも増大させ）、結果として問題の解決に困難を生じていたものと思われる。

この点、本調査委員会としても、全てのいじめ問題について、「事実確認」と「対応」の担当者を別にして対応すべきと考えている訳ではない。いじめ問題が生じた場合、まず学校の担任等において「事実確認」をし、その結果得られた成果を元に、生徒同士の話し合いの場を設けるなどの「対応」をして、解決ができるのであれば、それが最も望ましいであろう。しかしながら、先述したとおり、「事実確認」の結果に対する認識のずれがあまりに大きい場合、「対応」を行うことは困難なのであるから、それが判明した時点で、「事実確認」と「対応」の峻別を図るべきと考えているのである。本件でいえば、遅くともB中学校が対応に行き詰まりを感じていた平成29年2月頃には、「事実確認」と「対応」を峻別する措置をとるべきであったと思われる。

## 11.2. 学校及び市教委の関係者間の意思疎通に関する問題

平成28年11月頃から、B中学校と市教委が本件に関する具体的な協議を開始し、対応策等を決めていくっている。その中で、市教委からB中学校に対する指導内容やその意思疎通等にも幾つかの問題があったように見受けられる。

に挙げられているものと思われる。

に鑑みれば、このような配慮が検討さ

れるべきであろうことは、至極当然のことと言えよう。しかし、その後、市教委が、

前記6.6エのとおり

【REDACTED】

このような状況からすると、B中学校が事態の重大性を軽視していたのと同様に、市教委も事態の緊急性を軽視していたか、仮にそうでないとしても、市教委は、事態の重大性について、B中学校とその認識を共有するための措置を取らなかったとの非難は免れない。遺書の存在が明らかになると、その自体が法定の重大事態の該当事由となりうる非常に重要な事柄であるから、B中学校（及び市教委）が、その重大性を軽視していたことも問題であるが、この点についての認識が共有できておらず、かつ、共有しようともしていなかったことはそれ自体が問題であると考えられる。さらに、市教委内部においても、本件の調査主体がB中学校であるという点について、「指導主事j自身にも誤解が生じていた可能性もある」（前記6.7.ヶ）ような状況であり、その意思疎通がしっかりととなされていたかという点について疑問が残る。

以上の点については、本件におけるAやA保護者に対する対応に直接関係するところではないが、B中学校と市教委の指示内容が不明確であったり、B中学校と市教委の意思疎通がとれていないことは、AやA保護者に対する説明の不明瞭さにつながることであるから、できる限り避けるべきであるといえる。

【REDACTED】

【REDACTED】

【REDACTED】

### 11.3. 重大事態としての対応に関する問題

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法は、第28条において、学校の設置者又は学校が重大事態の要件を満たす事態について設置者又は学校の下に組織を設け、調査を行うべきことを定めている。重大事態の認定については、学校の設置者と学校のいずれかが行ってもかまわないと解される。

しかしながら、市教委においては、  
【REDACTED】

【REDACTED】被害者側の意向を尊重したことであるが、結果的には重大事態としての調査はなされないま

まとなってしまった。

平成 27 年 4 月 1 日に施行された流山市いじめ防止対策推進条例においても、いじめ重大事態への対応について規定が設けられている。基本的にいじめ防止対策推進法が定める通りに、重大事態の調査については市教委または学校が行うこととしているが、市教委が調査を行う場合においては調査会に調査を付託することが定められている。このことは、平成 27 年度以降、流山市においていじめ重大事態が発生した場合に、実際に調査にあたるのは学校もしくは調査会のいずれかでなければならないと解される。

本件においては、[REDACTED] であり、流山市いじめ防止対策推進条例の施行から約 2 年が経過していた。当然ながらこの時点において、市教委の担当者には、流山市いじめ防止対策推進条例の内容を十分に理解し、同条例に従って本件への対応することが望まれた。

しかしながら、市教委からの回答によれば、当時、市教委には、重大事態の調査について、学校と市教委のいずれかが調査を行うこと、市教委が調査を行う場合には調査会に調査を付託すべきだということについての認識が欠如していた。このため、[REDACTED]

[REDACTED] 条例に従って第三者によって構成される調査会が調査にあたっていたと考えるのは当然のことである。[REDACTED]

[REDACTED] 市教委からはこれに対応する説明はなされておらず、市教委は条例の規定に合わない状態が続いていることを認識しているながら、あたかも認識していないかのように振る舞っていたものと解される。

本件調査開始直後より、[REDACTED]

[REDACTED] 本件において、法令に従って業務を遂行するはずの市教委が法令に従った対応ができなかつたことは、結果的に本件の深刻化、長期化につながる大きな要因となったと言える。

この他、重大事態としての対応に関しては、重大事態認定までにかかった時間についても問題を指摘しなければならない。

本件においては、[REDACTED]

[REDACTED] いじめ防止対策推進法は、いじめにより自殺企図や不登校等が生じていることが疑われる状況があれば特に例外規定なく速やかに調査を行うことを求めているものであり、いじめが疑われる案件が外的的に重大事態としての要件を満たしている場合には、速やかに重大事態として認定し、その上で被害者側の意向を尊重しながら適切な方法で調査を行うべきだと考えられる。この場合、「速やかに」とは、可能であれば即日、そうでなくとも数日以内と考えるべきであろう。いじめ問題が生じた際に重大事態とならないよう対応を進めることは当然であるが、仮に重大事態となった場合に遅滞なく調査が進められるよう、平時から準備がなされることは当然であるが、

るべきであった。

Aをいじめ被害から守ることが事実上放棄されていたと評価せざるえない。

## 12. 総括

これまで各地で深刻ないじめ事案が生じ、状況の抜本的な改善のためにいじめ防止対策推進法が制定され、この法律に基づいていじめ防止対策が進められてきた。流山市においても、条例や方針を制定し、調査会を設置して、言わば枠組みを整備していじめ防止対策を進めようとしてきたことは評価されるべきなのかもしれない。

しかしながら、いじめ防止対策は、枠組みの整備だけでは不十分である。

そして、こうした問題の背後には、市教委の担当者がいじめ防止対策推進法や流山市いじめ防止対策推進条例といった法令を理解しておらず、法令に従った対応がなされなかったという事実がある。法令に従って業務を行うはずの公務員が法令を理解せずに法令に従わなかつたことが、調査の開始を遅らせ、AやA保護者に大きな失望を生じさせたと考えられることから、いじめ問題の深刻化、長期化に関する市教委の責任は重いと言わざるをえない。

本件に関しては、いじめ防止対策推進法が定める「いじめ」の定義に該当するものであった。一連の行為に関して、行為を行った生徒たちは、適切な時期に適切な指導を受けていたとは言い難く、Aを含む被害生徒と和解をしたり、自らの行為を反省したりする機会を逸していた者が多いと考えられる。当然ながら、いじめに該当する行為は許されるものではなく、行為者は自らの行為を真摯に反省し、被害生徒と和解すべく努力をしなければならない。本件において、適切な時期にそうした対応がとられなかつたことは大きな問題である。

## 13. 今後に向けた提言（平成29年12月時点）

以下は、中間報告書で調査委員会が市、市教委、学校に向けて記した提言である。

### 13.1. 被害者に対する徹底的な支援体制の確立

本件は、いじめ被害者への支援体制のあり方を問うものであった。

と言える。

このような状況にあって、学校や教育委員会は被害者やその家族に対してできることを行わなければならぬはずだが、被害者側には学校や教育委員会側に不信感が生じていることが多く、そうした場合、被害者側と学校・教育委員会側とが連携して問題解決にあたることは難しくなる。

学習保障やいじめ問題の解決に関して、被害者に寄り添った支援体制の構築が必要である。

### 13.2. いじめ防止対策推進法に沿ったいじめ対応体制の構築

本件は、B 中学校及び市教委におけるいじめ対応体制が実効的に機能しない部分があることを露わにした。B 中学校においては、いじめを積極的に認知し、解決を図る体制の構築が求められる。日常的に生じるいじめ被害について、教職員が積極的に認知し、いじめ対策組織に報告し、報告されたいじめ事案については記録を残しつつ対応することが求められる。

市教委においては、何よりもまずいじめ防止対策推進法や流山市いじめ防止対策推進条例といった法令についてあらためて担当者全員が細部まで内容を理解していじめ防止対策にあたる体制を確実なものとしてもらわなければならない。その上で、各学校のいじめ対応体制を定期的にチェックし、不十分な点が見られる学校に対しては確実な改善を求めて指導することが求められる。特に、重大事態に至ることが想定される事案については、重大事態としての要件を満たすことを待たずに、重大事態に至らないようにするための対応を検討するとともに、仮に重大事態の要件を満たした場合に迅速に調査に着手できるよう準備をする必要がある。また、重大事態が発生した場合の対応のあり方について、いじめ防止対策推進法に従って、重大事態認定の迅速化、重大事態の調査主体を学校と市教委のいずれとするかについての基準の策定、学校が調査主体となる場合の「事実確認」と「対応」との適切な区分の方法の検討、市教委が調査主体となる場合の調査会との円滑な連携のあり方の検討等を行う必要がある。

### 13.3. いじめ防止策の充実

本件に関しては、

ことが確認されている。このことは、B 中学校のいじめ防止策が有効に機能していないこと、さらには流山市におけるいじめ防止策に深刻な課題があることを意味する。B 中学校においても、

市教委においても、抜本的ないじめ防止策の再構築が必要である。以下、具体的に検討を要する点について述べる。

第一に、いじめ防止教育の充実が検討されるべきである。たとえば、千葉県市川市では、地域住民がいじめ問題や授業のあり方について研修を受けた上で、小中学校を訪問して担任教師とともにいじめについて子どもたちの話し合いをファシリテートする事業を行っている。千葉県柏市では、中学校1年生全クラスで「隣いじめ傍観者教育」の授業を実施している。弁護士会等が実施するいじめ防止教育プログラムを探り入れている学校や地域もある。こうした多様な取り組みに学び、地域の特性に合った実効性あるいじめ防止教育が進められるべきである。

第二に、児童生徒からいじめについて相談を受け付ける体制の充実が図られるべきである。学校レベル、教育委員会レベルの両方で、対面による相談、電話やメールによる相談、SNS等による相談といった多様な方法での相談を受け付け、相談に対して真摯に対応する対応をとることが検討されるべきである。

第三に、教職員の研修の充実改善を行う等して、教職員の日常の姿勢を抜本的に見直すべきである。いじめが放置されるような状況は、あってはならない。日常的に教職員がいじめに敏感になり、いじめ被害を認知した場合には基本的にその日のうちに組織的に共有し、定期的に開催されるいじめ対策組織の会議において対応策を協議し、記録を残しつつ対応すべきである。また、病気等の事情で学校の活動に十分に参加できない児童生徒に対して、排除するのではなくその者に合わせた対応をすることも徹底されるべきである。

#### 13.4. いじめ防止対策調査会による定期的な点検

喰元過ぎれば熟さを忘れるという言葉を出すまでもなく、いじめ問題への対策は深刻な事態が生じてしばらくは熱心に取り組まれても、時間が経過するにつれ対策が形骸化しかねない。当然ながら、学校や教育委員会自らがPDCAサイクルを回して点検と修正を繰り返していくかなければならない。

しかしながら、組織自らのみで点検を行うには限界があり、第三者によって定期的に点検がなされる必要がある。流山市において第三者の立場から点検を行う役割を担うのは、調査会であると考えられる。このことから、調査会の会議を多くの委員が出席できる状態で定期的に開催し、あらかじめ定められた様式に従って各学校及び教育委員会のいじめ防止対策の状況について報告がなされ、調査会の委員が適切に点検できる体制を構築する必要がある。

### 14. 今後に向けた提言（令和元年5月時点）

以下は、上記13で述べた点に加え、市、市教委、学校に対して行う提言である。

#### 14.1. 本件に関する市教委及び学校としての見解及び実効性ある再発防止策の公表

本件においては、市教委がいじめ防止対策推進法に則ったいじめ防止対策を怠っていたことが背景にあり、

こうした状況について、調査委員会としては中間報告書において、すでに指摘していたところである。

しかしながら、その後、約1年半が経過しているにもかかわらず、市教委やB中学校は本件に関して、何がどのようにまずかったのか、具体的な見解を公表しておらず、また、再発防止策を公表することもしていない。調査委員会としては、こうした市教委、B中学校のあり方に強い疑問を抱くものである。

児童生徒を守らなければならないはずの学校が、苦痛を訴えている生徒を守ることができなかつたこと、法令に基づいて教育行政を司るはずの市教委が法令に違反した対応をとりつづけてしまったことは大変深刻であり、これまでの市教委や学校のあり方を抜本的に問い合わせ直すことがなければ同様の問題が繰り返されることになりかねない。

本件の調査に関連しても、

が出てきており、市教委や学校がこうした生徒に適切に対応できているとは考えられない状況がある。再発防止策の策定や実施が先送りされている中で、新たな被害が生じている恐れがある。

市教委は、平成27年当時に市教委担当者らにいじめ重大事態に関する理解がほとんどなかつたと述べているが、その後も現在に至るまでそうしたあるまじき状態を改善するための取り組みがなされた形跡はなく、重大事態が発生し対応の不備が明らかになって以降もなお、自らのあり方を抜本的に見直す姿勢は見られない。市教委及びB中学校は、本件に関する見解を公表した上で、実効性ある再発防止策を公表し、同様の問題が再び生じることのないよう、それぞれの姿勢を明確にすべきである。

#### 14.2. 被害者に対する補償と支援の徹底

他方、現行の制度では市教

委が法に則った対応を行わないことが十分に想定されているとは考えにくいことから、本件において現行の制度では十分に対応できない部分が残る可能性が高い。市は、市教委の対応が法に則ったものであるかを都度精査すべきであるし、市教委が法に則った対応を行わず、その結果問題が生じたのであれば、その問題への対応のあり方についても真摯に検討を行い、必要があれば制度の拡充をも視野に入れて、実効性ある被害者支援策をとるべきである。

なお、通例であれば報告書末尾に校長によるコメントが掲載されるべきだと考えられ、本件においても中間報告書においては校長によるコメントを掲載している。また、本件において市教委のあり方が問われていることをふまえれば、教育長によるコメントを掲載するべきかもしれない。しかしながら、本第二次中間報告書で詳述したように、市教委及び B 中学校の本件への対応については幾重にも深刻な課題が見られることから、短期間で容易にコメントを得て掲載することは事実上不可能である。このため、本第二次中間報告書には、校長のコメントも教育長のコメントも掲載しないこととした。このことは、調査委員会が校長や教育長の見解を求めていないことを意味するのではなく、本第二次中間報告書の内容を細部に至るまで真摯に受け止め、時間をかけて抜本的にそれぞれの組織のあり方や長としての自らのあり方について熟考していただきたいという考え方からである。

(別紙)

平成29年11月28日

## 意見書

流山市いじめ対策調査会 会長 殿

(捺印省略)

殿につき、精神科専門医の立場から参考意見を申し述べさせていただきます。

精神医学的な評価に際しては、基本的に本人の訴え（主観的苦痛）を「心的現実」として受容し理解するのが基本的態度となるためです。

なお、本意見書においては国際的なDV（家庭内暴力）臨床の定義に基づき、身体的暴力のみならず、心身に有害な影響を及ぼす言動をすべて「暴力」ないし「ハラスメント」と呼称します。また、教員の方々には申し添えるまでもないことですが、いじめの定義としては「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（文部科学省、平成25年度）とされており、生徒自身の主観的体験が重視されている点を付記しておきます。

との関係は、従来は懷疑論も散見されましたが、日本人研究者がイギリスで実施した大規模コホート研究の結果、長期にわたる深刻な影響が実証されたことは記憶に新しいところです（→文献1）。

本調査の結果、いじめは不登校の大きな契機である以上に、いじめ被害体験は中高年以降の自殺リスクを二倍に高め、中高年期の生活満足度を有意に低下させる、などの事実が明らかになりました。本研究は、いじめ被害経験が長期間に渡って心身に重篤な影響を及ぼすことのきわめて信頼性の高いエビデンスと考えられています。

文献1：Ryu Takizawa, et al.: Adult Health Outcomes of Childhood Bullying

Victimization: Evidence From a Five-Decade Longitudinal British Birth Cohort. Am J Psychiatry, 171, 777-784, 2014.

近年、いじめ自殺が急増し、平成 25 年には「いじめ防止対策推進法」が施行されています。その概要を見ると、個別のいじめに対して学校が講すべき措置として

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定める

とされています。

さらに重大事態への対処として、

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1 の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1 の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

などが推奨されています。

いじめ被害への対応策として、これで十分とは考えられませんが、事実関係の調査と、被害者およびその保護者への情報提供並びに支援は、このくらいは最低限度なされるべきことと考えて良いでしょう。

■臨床現場にいても、学校側のそうした姿勢を見聞する機会はけっして少なくありません。

以下、アメリカの診断基準で国際的にも広く採用されている「DSM-5」にもとづいて検討してみます。

### PTSD の診断基準 (DSM 5)

注：以下の基準は成人、青年、6歳を超える子どもについて適用する。6歳以下の子どもについては後述の基準を参照すること。

A. 実際にまたは危うく死ぬ、重症を負う、性的暴力を受ける出来事への、以下のいずれか1つ(またはそれ以上)の形による曝露：

- (1) 心的外傷的出来事を直接体験する。
  - (2) 他人に起こった出来事を直に目撃する。
  - (3) 近親者または親しい友人に起こった心的外傷的出来事を耳にする。家族または友人が実際に死んだ出来事または危うく死にそうになった出来事の場合、それは暴力的なものまたは偶発的なものでなくてはならない。
  - (4) 心的外傷的出来事の強い不快感をいだく細部に、繰り返しまたは極端に曝露される体験をする(例：遺体を収集する緊急対応要員、児童虐待の詳細に繰り返し曝露される警官)。
- 注：基準 A4 は、仕事に関連するものでない限り、電子媒体、テレビ、映像、または写真による曝露には適用されない。

B. 心的外傷的出来事の後に始まる、その心的外傷的出来事に関連した、以下のいずれか1つ(またはそれ以上)の侵入症状の存在：

- (1) 心的外傷的出来事の反復的、不随意的、および侵入的で苦痛な記憶

注：6歳を超える子どもの場合、心的外傷的出来事の主題または側面が表現された遊びを繰り返すことがある。

- (2) 夢の内容と情動またはそのいずれかが心的外傷的出来事に関連している、反復的で苦痛な夢

注：子どもの場合、内容のはっきりしない恐ろしい夢がある。

- (3) 心的外傷的出来事が再び起こっているように感じる、またはそのように行動する解離

症状(例：フラッシュバック)(このような反応は1つの連続体として生じ、非常に極端な場合は現実の状況への認識を完全に喪失するという形で現れる)。

注：子どもの場合、心的外傷に特異的な再演が遊びの中で起こることがある。

(4) 心的外傷的出来事の側面を象徴するまたはそれに類似する、内的または外的なきっかけに曝露された際の強烈なまたは遷延する心理的苦痛

(5) 心的外傷的出来事の側面を象徴するまたはそれに類似する、内的または外的なきっかけに対する顕著な生理学的反応

C. 心的外傷的出来事に関連する刺激の持続的回避。心的外傷的出来事の後に始まり、以下のいずれか1つまたは両方で示される。

(1) 心的外傷的出来事についての、または密接に関連する苦痛な記憶、思考、または感情の回避、または回避しようとする努力

(2) 心的外傷的出来事についての、または密接に関連する苦痛な記憶、思考、または感情を呼び起こすことに結びつくもの(人、場所、会話、行動、物、状況)の回避、または回避しようとする努力

D. 心的外傷的出来事に関連した認知と気分の陰性の変化。心的外傷的出来事の後に発現または悪化し、以下のいずれか2つ(またはそれ以上)で示される。

(1) 心的外傷的出来事の重要な側面の想起不能(通常は解離性健忘によるものであり、頭部外傷やアルコール、または薬物など他の要因によるものではない)

(2) 自分自身や他者、世界に対する持続的で過剰に否定的な信念や予想(例：「私が悪い」、「誰も信用できない」、「世界は徹底的に危険だ」、「私の全神経系は永久に破壊された」)

(3) 自分自身や他者への非難につながる、心的外傷的出来事の原因や結果についての持続的でゆがんだ認識

(4) 持続的な陰性の感情状態(例：恐怖、戦慄、怒り、罪悪感、または恥)

(5) 重要な活動への関心または参加の著しい減退

(6) 他者から孤立している、または疎遠になっている感覚

(7) 陽性の情動を体験することが持続的にできること(例：幸福や満足、愛情を感じることができないこと)

E. 心的外傷的出来事と関連した、覚醒度と反応性の著しい変化。心的外傷的出来事の後に発現または悪化し、以下のいずれか2つ(またはそれ以上)で示される。

(1) 人や物に対する言語的または肉体的な攻撃性で通常示される、(ほとんど挑発なしでの)いらだたしさと激しい怒り

(2) 無謀なまたは自己破壊的な行動

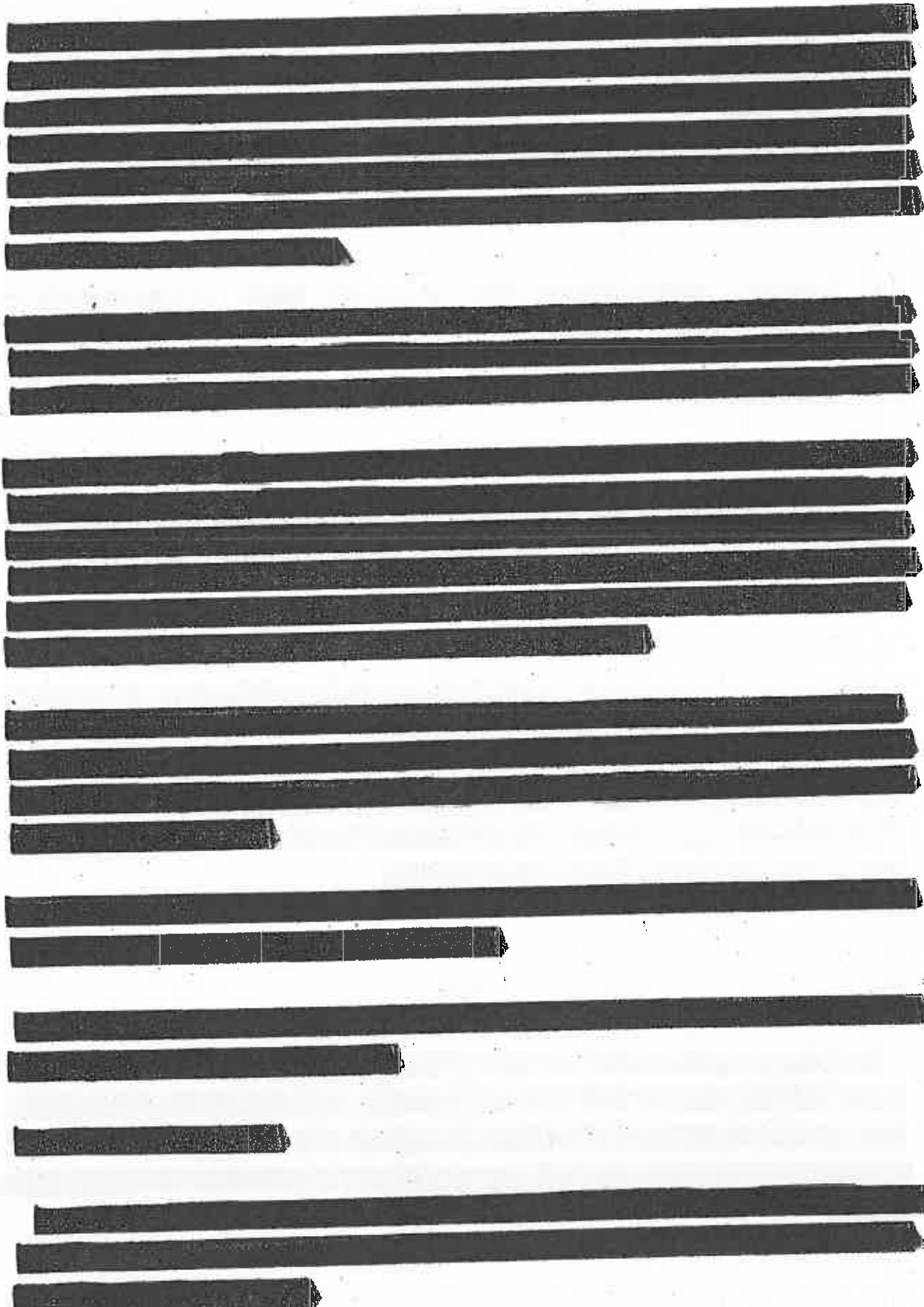
- (3) 過度の警戒心
- (4) 過剰な驚愕反応
- (5) 集中困難
- (6) 眠眠障害(例:入眠や睡眠維持の困難、または浅い眠り)

F. 障害(基準B, C, DおよびE)の持続が1カ月以上

G. その障害は、臨床的に意味のある苦痛、または社会的、職業的、または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている。

H. その障害は、物質(例:医薬品またはアルコール)または他の医学的疾患の生理的作用によるものではない。

文献2: Miranda VH et al.: The stressor Criterion-A1 and PTSD: A matter of opinion?  
Journal of Anxiety Disorders, 23:77-86, 2009



ぜひとも本人の訴えを重く受け止めたうえで、学校を始めとする関係者による誠実な対応をお願いする次第です。念のため申し添えておきますが、

なおこのことにつき御疑惑などありましたらいつでも御連絡賜りますようあわせてお願い申し上げます。